

国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ（令和3年1月26日内閣官房内閣人事局）の一部訂正について

これまで内閣人事局ホームページに掲載しておりました「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ（令和3年1月26日内閣官房内閣人事局）」について、一部内容に誤りがあったことから、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

<正誤内容>

【訂正後】							【訂正前】						
1 国家公務員の育児休業の取得状況（1ページ）							1 国家公務員の育児休業の取得状況（1ページ）						
(1) 新規取得者数及び取得率							(1) 新規取得者数及び取得率						
○ 新たに育児休業を取得した男性職員は1,968人、取得率は16.4%（前年度から4.0ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高）							○ 新たに育児休業を取得した男性職員は1,968人、取得率は16.4%（前年度から4.0ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高）						
○ 新たに育児休業を取得した女性職員は2,801人、取得率は100.5%（前年度から2.0ポイント増）							○ 新たに育児休業を取得した女性職員は2,801人、取得率は100.5%（前年度から2.0ポイント増）						
	男性職員			女性職員				男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人) (A)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規取得者数 (人) (A')	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B')	取得率 (%) (A'/B')		新規取得者数 (人) (A)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規取得者数 (人) (A')	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B')	取得率 (%) (A'/B')
令和元年度	1,968	11,997	16.4	2,801	2,787	100.5	令和元年度	1,968	11,997	16.4	2,801	2,788	100.5
平成30年度	1,567	12,651	12.4	2,710	2,751	98.5	平成30年度	1,567	12,651	12.4	2,710	2,751	98.5

【訂正後】

【訂正前】

(参考 1)

府省等別国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段：平成30年度、下段：平成29年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人) (A)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規取得者数 (人) (A')	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
内閣官房	6	30	20.0	0	1	0.0
	0	28	0.0	3	3	100.0
内閣法制局	1	1	100.0	1	1	100.0
	0	3	0.0	1	1	100.0
内閣府	10	54	18.5	27	27	100.0
	9	44	20.5	12	13	92.3
宮内庁	1	19	5.3	3	3	100.0
	7	28	25.0	4	4	100.0
公正取引委員会	11	27	40.7	14	14	100.0
	10	29	34.5	10	9	111.1
国家公安委員会 (警察庁)	16	160	10.0	28	28	100.0
	7	130	5.4	31	31	100.0
個人情報保護委員会	0	1	0.0	0	0	-
	0	2	0.0	0	0	-
カジノ管理委員会	0	1	0.0	0	0	-
	-	-	-	-	-	-
金融庁	11	65	16.9	14	14	100.0
	6	45	13.3	17	16	106.3
消費庁	0	6	0.0	3	3	100.0
	2	5	40.0	2	2	100.0
復興庁	0	6	0.0	0	0	-
	0	9	0.0	0	0	-
総務省	17	104	16.3	42	41	102.4
	29	128	22.7	46	46	100.0
法務省	254	1,394	18.2	372	375	99.2
	157	1,455	10.8	352	352	100.0
外務省	22	164	13.4	52	53	98.1
	14	149	9.4	65	69	94.2
財務省	715	1,641	43.6	653	647	100.9
	610	1,682	36.3	695	707	98.3
文部科学省	16	56	28.6	34	34	100.0
	4	54	7.4	34	35	97.1
厚生労働省	283	478	59.2	216	219	98.6
	249	465	53.5	208	208	100.0
農林水産省	53	194	27.3	119	119	100.0
	40	265	15.1	89	96	98.9
経済産業省	34	163	20.9	76	76	100.0
	42	177	23.7	59	58	101.7
国土交通省	177	1,250	14.2	234	233	100.4
	111	1,373	8.1	212	208	101.9
環境省	7	45	15.6	14	14	100.0
	8	45	17.8	20	20	100.0
防衛省	317	6,103	5.2	882	868	101.6
	247	6,500	3.8	842	871	96.7
人事院	4	8	50.0	5	5	100.0
	8	13	61.5	4	4	100.0
会計検査院	13	27	48.1	12	12	100.0
	7	22	31.8	10	10	100.0
合計	1,968	11,997	16.4	2,801	2,787	100.5
	1,567	12,651	12.4	2,710	2,751	98.6

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査 (令和元年度) の結果について」(令和2年12月25日人事院) から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成
 2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業 (再度の育児休業者を除く。) を取得した人数をいう。
 3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員 (令和元年度については令和元年度2月3日から平成31年2月2日まで、平成30年度については平成30年2月3日から令和元年度2月2日までに出産した女性職員 (産後の特別休暇中に子が死亡した場合は除く。)) をいう。
 4 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数 (当該年度中に新たに育児休業を取得した者 (令和元年度については平成28～30年度、平成30年度については平成27～29年度に取得可能となった職員数を含む。)) の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

(参考 1)

府省等別国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段：令和元年度、下段：平成30年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (人) (A)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規取得者数 (人) (A')	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
内閣官房	6	30	20.0	0	1	0.0
	0	28	0.0	3	3	100.0
内閣法制局	1	1	100.0	1	1	100.0
	0	3	0.0	1	1	100.0
内閣府	10	54	18.5	27	27	100.0
	9	44	20.5	12	13	92.3
宮内庁	1	19	5.3	3	3	100.0
	7	28	25.0	4	4	100.0
公正取引委員会	11	27	40.7	14	14	100.0
	10	29	34.5	10	9	111.1
国家公安委員会 (警察庁)	16	160	10.0	28	28	100.0
	7	130	5.4	31	31	100.0
個人情報保護委員会	0	1	0.0	0	0	-
	0	2	0.0	0	0	-
カジノ管理委員会	0	1	0.0	0	0	-
	-	-	-	-	-	-
金融庁	11	65	16.9	14	14	100.0
	6	45	13.3	17	16	106.3
消費庁	0	6	0.0	3	3	100.0
	2	5	40.0	2	2	100.0
復興庁	0	6	0.0	0	0	-
	0	9	0.0	0	0	-
総務省	17	104	16.3	42	41	102.4
	29	128	22.7	46	46	100.0
法務省	254	1,394	18.2	372	375	99.2
	157	1,455	10.8	352	352	100.0
外務省	22	164	13.4	52	53	98.1
	14	149	9.4	65	69	94.2
財務省	715	1,641	43.6	653	647	100.9
	610	1,682	36.3	695	707	98.3
文部科学省	16	56	28.6	34	34	100.0
	4	54	7.4	34	35	97.1
厚生労働省	283	478	59.2	216	219	98.6
	249	465	53.5	208	208	100.0
農林水産省	53	194	27.3	119	119	100.0
	40	265	15.1	89	96	98.9
経済産業省	34	163	20.9	76	76	100.0
	42	177	23.7	59	58	101.7
国土交通省	177	1,250	14.2	234	233	100.0
	111	1,373	8.1	212	208	101.9
環境省	7	45	15.6	14	14	100.0
	8	45	17.8	20	20	100.0
防衛省	317	6,103	5.2	882	868	101.6
	247	6,500	3.8	842	871	96.7
人事院	4	8	50.0	5	5	100.0
	8	13	61.5	4	4	100.0
会計検査院	13	27	48.1	12	12	100.0
	7	22	31.8	10	10	100.0
合計	1,968	11,997	16.4	2,801	2,788	100.5
	1,567	12,651	12.4	2,710	2,751	98.6

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査 (令和元年度) の結果について」(令和2年12月25日人事院) から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成
 2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業 (再度の育児休業者を除く。) を取得した人数をいう。
 3 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員 (令和元年度については令和元年度2月3日から平成31年2月2日まで、平成30年度については平成30年2月3日から令和元年度2月2日までに出産した女性職員 (産後の特別休暇中に子が死亡した場合は除く。)) をいう。
 4 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数 (当該年度中に新たに育児休業を取得した者 (令和元年度については平成28～30年度、平成30年度については平成27～29年度に取得可能となった職員数を含む。)) の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。